

農林水産省職員 生活協同組合員の皆さまへ

団体割引
20%

新・団体医療保険にご加入の皆さまへ

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、新・団体医療保険の保険料(または保険金額)と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット)
団体総合保険

病気により入院や手術をされた際に
保険金をお支払いします。

プラス オプションで下記の特約を
追加できます！

- 先進医療
- 三大疾病
- 女性特定疾患
- 親孝行一時金

所得補償保険

病気やケガによる入院・自宅療養中
の所得を補償します。自宅療養とは
医師の指示による「自宅療養中」を
いいます。
(対象期間1年まで)

親孝行一時金支払特約をセットされま
すとご加入者・被保険者、そのご家族の方限定で

認知症サポートSOMPO 笑顔倶楽部 をご案内します。
(P.4参照)

主なコンテンツの
一部です。

SOMPOホールディングスグループの
介護会社「SOMPOケア」を中心とした

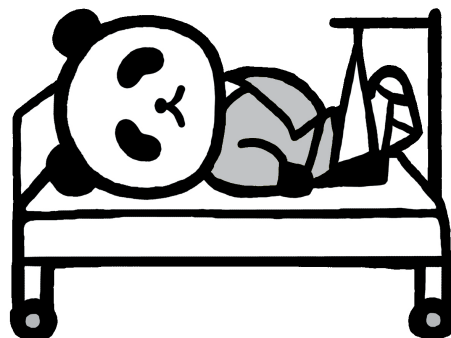
認知機能
チェック

介護に関する
サービスの紹介

などを
WEBで
提供します。

団体長期障害 所得補償保険

病気やケガにより372日以上
の就業障害となった際の所得を補償
します。



© JAPAN-DA

保険期間：2019年11月20日午後4時から1年間
申込締切日：2019年10月31日(木)

取扱代理店：株式会社カワシマ

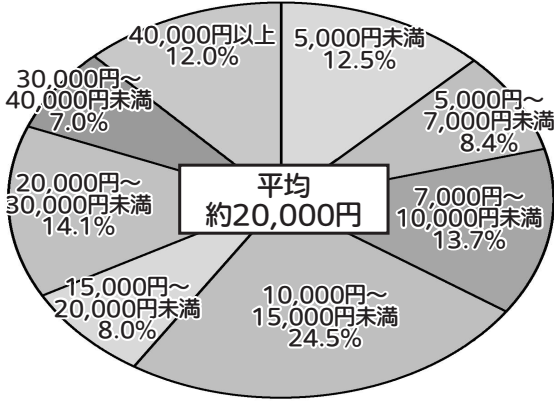
引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新・団体医療保険

ご存知でしょうか？

医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は 平均約20,000円！



※左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。
 (高額療養費制度(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)
 ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

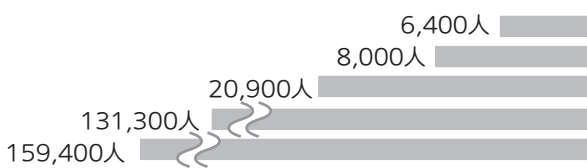
(注)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/100714a.pdf>)

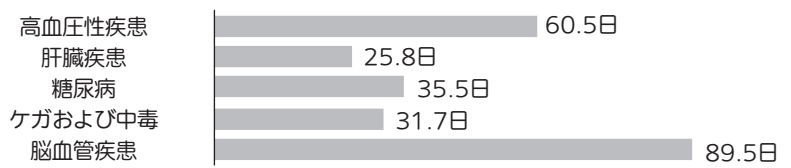
病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は平均約31.9日！

傷病別の推計入院患者数 (単位: 人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



〔厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」<平成26年>による〕

平均の負担額と入院日数によると…

20,000円×31.9日=約638,000円

突然の高額出費で家計が大変なことに…

医療費負担にそなえ安心をご提供します！

新・団体医療保険の特長

- ①日本国内外での病気による入院・手術を補償！
- ②日帰り入院(※1)から補償！
- ③ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です！
 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- ④ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！
 「SOMPO健康・生活サポート」がご利用いただけます。

新・医療保険	
基本補償	<p>入院された時</p> <p>病気で入院した場合に、1日目から保険金をお支払いします。 ●日帰り入院も対象(※1) ●1入院の限度日数は180日 ●通算支払限度1,000日 (※1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。</p>
基本補償	<p>手術された時</p> <p>病気で所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて手術保険金をお支払いします。</p>
基本補償	<p>通院された時</p> <p>継続して4日を超えた入院の退院後の通院で30日までお支払いします。</p>

・保険金のお支払方法等重要な事項は、P.12以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



さらにニーズにあわせて特約をセットして、補償を強化できます！

オプション	先進医療	<p>先進医療を受けた場合、先進医療等費用保険金をお支払いします。</p> <p>厚生労働省承認の医療機関で先進医療を受けた場合、治療に要した技術料を500万円を限度に実費分の保険金をお支払いします。加えて、交通費等の治療に係る費用も補償の対象です。その他臓器移植に係る費用も補償します。</p> <p>先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>													
	三大疾病	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>●がん：①初めてがんと診断確定された場合 ②完治後に再発もしくは転移した場合 ③がんが新たに生じた場合</p> <p>※加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。(待機期間)</p> <p>●急性心筋こうそく：急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)を発病し、入院を開始した場合</p> <p>●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳こうそく)：脳卒中を発病し、入院を開始した場合</p> <p>※保険金の支払事由の発生から1年以内に同一のお支払事由に該当した場合は保険金をお支払いしません。</p>													
	女性特定疾病	女性特定疾病入院保険金	<p>・所定の女性特定疾病^(※2)を被り、入院した場合、1回の入院につき180日を限度として、女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>・ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償</p>												
		女性特定疾病疾病手術保険金	<p>・所定の女性特定疾病^(※2)を被り、手術を受けられた場合にお支払いします。(一部の軽微な手術はお支払対象外)</p>												
親孝行一時金支払特約	一時金をお支払いします！	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要介護区分の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>排泄・入浴に一部手助けが必要</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>歩行・立ち上がりが一人でできない</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>排泄・入浴などに全面的な手助けが必要</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>日常生活に全面的な手助けが必要</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>生活全般に全面的な手助けが必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>親御さまに介護が必要になった場合の「金銭的負担」に備え、親御さまが公的介護保険制度における“要介護2以上”に該当し、90日を超えて継続した場合に、親御さまへ保険金として一時金をお支払いします。</p>		区分	要介護区分の目安	要介護1	排泄・入浴に一部手助けが必要	要介護2	歩行・立ち上がりが一人でできない	要介護3	排泄・入浴などに全面的な手助けが必要	要介護4	日常生活に全面的な手助けが必要	要介護5	生活全般に全面的な手助けが必要
区分	要介護区分の目安														
要介護1	排泄・入浴に一部手助けが必要														
要介護2	歩行・立ち上がりが一人でできない														
要介護3	排泄・入浴などに全面的な手助けが必要														
要介護4	日常生活に全面的な手助けが必要														
要介護5	生活全般に全面的な手助けが必要														

(※2)「女性特定疾病」とは以下の病気も対象となります。

- 悪性新生物
子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝臓がん・肺がん・骨肉腫・白血病・上皮内がん など
- 特定の良性新生物
子宮筋腫・良性新生物(乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺) など
- 女性に多いその他の疾病
鉄欠乏性貧血・慢性リウマチ性心疾患・胆石症・腎炎・流産・分娩の合併症 など

(注)美容整形上の処置、正常分娩等は該当しません。対象となる疾病の詳細につきましては、「新・団体医療保険 普通保険約款および特約」をご確認ください。

保険金額 保険料はご年齢により変わります。保険料表はP.3~4にあります。

基本補償		オプション		
疾病入院保険金	(Mタイプ) 1日につき 10,000円	先進医療	1回につき 500万円	
	(MA・MBタイプ) " 5,000円	三大疾病	(OAタイプ) 50万円	(OBタイプ) 100万円
疾病手術保険金	<p><重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍</p> <p><重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍</p>	女性特定疾病入院保険金額	1日につき 5,000円	
疾病退院後通院保険金	(M・MAタイプ) 1日につき 3,000円	女性特定疾病疾病手術保険金額	<p><重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍</p> <p><重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍</p>	
	(MBタイプ) " 補償なし	親孝行一時金支払特約	(K1タイプ) 100万円	(K2タイプ) 200万円 (K3タイプ) 300万円

保険料（新・団体医療保険）

基本補償には、必ずご加入いただきます。基本補償は、3口までの加入が可能です。基本補償にご加入の方は、オプションにもご加入いただくことができます。（保険期間1年、団体割引20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

基本補償			
タイプ	M	MA	MB
入院 保険金日額	10,000円	5,000円	5,000円
手術保険金	<重大手術> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院 保険金日額	3,000円	3,000円	補償なし

満年齢	月払保険料	月払保険料	月払保険料
0~24歳	740円	400円	360円
25~29歳	1,050円	550円	510円
30~34歳	1,340円	700円	650円
35~39歳	1,460円	770円	700円
40~44歳	1,590円	840円	760円
45~49歳	2,010円	1,060円	970円
50~54歳	2,660円	1,400円	1,280円
55~59歳	3,990円	2,110円	1,880円
60~64歳	5,500円	2,910円	2,600円
65~69歳	8,150円	4,300円	3,870円

タイプ	S	タイプ
先進医療	500万円	三大疾病 診断 保険金 がん・ 脳卒中・ 急性心筋 こうそく

オプション^(※1)で
特約を追加
できます。

(※1)
オプションは
追加の都度
告知書が
必要です。

満年齢	月払保険料	満年齢
0~24歳	50円	0~24歳
25~29歳	50円	25~29歳
30~34歳	50円	30~34歳
35~39歳	50円	35~39歳
40~44歳	50円	40~44歳
45~49歳	50円	45~49歳
50~54歳	50円	50~54歳
55~59歳	50円	55~59歳
60~64歳	50円	60~64歳
65~69歳	50円	65~69歳

- (注1) 保険料は、保険始期日（・中途加入）時点の満年齢によります。
 (注2) 年齢は保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。
 (注3) 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (注4) 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（新・団体医療保険の被保険者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
 (注5) 新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。
 (注6) 親孝行一時金支払特約の被保険者（新・団体医療保険の被保険者の親御さま）は、新規加入の場合、満40歳から満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。
 (注7) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2019年7月現在）

ご加入例



50歳男性の場合

保険期間1年、月払

	MA		S	OA	
	入院保険金 日額	通院保険金 日額	先進医療	三大疾病 診断保険金	
保険金額	5,000円	3,000円	500万円	50万円	
保険料	1,400円		50円	620円	合計保険料
					2,070円

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。

※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※ 「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お選びいただける特約（オプション）

OA	OB	タイプ	J	タイプ	K1	K2	K3
50万円	100万円	女性特定疾病 入院保険金日額	5,000円	親孝行 一時金 支払特約	100万円	200万円	300万円
		手術 保険金	<重大手術> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外 の場合> 入院中の手術： 入院保険金日額の20倍 外来の手術： 入院保険金日額の5倍				

親孝行一時金支払特約はこの特約の被保険者となる方を対象とした告知が必要となります。（パンフレット巻末の記載例を参照ください。）

月払保険料	月払保険料	満年齢	月払保険料	特約の 被保険者の 満年齢	月払保険料	月払保険料	月払保険料
20円	30円	0～24歳	70円	40～44歳	20円	30円	50円
50円	90円	25～29歳	320円	45～49歳	30円	60円	90円
90円	170円	30～34歳	420円	50～54歳	60円	120円	180円
150円	300円	35～39歳	420円	55～59歳	120円	240円	360円
260円	520円	40～44歳	450円	60～64歳	250円	490円	730円
420円	830円	45～49歳	450円	65～69歳	530円	1,060円	1,590円
620円	1,240円	50～54歳	490円	70～74歳	1,130円	2,250円	3,370円
940円	1,870円	55～59歳	570円	75～79歳	2,360円	4,710円	7,070円
1,360円	2,720円	60～64歳	720円				
1,860円	3,720円	65～69歳	1,060円				

親孝行一時金支払特約専用 認知症サポート「SOMPO笑顔倶楽部」のご案内

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の 予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関する サービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

<ご注意> ◆従来ご利用いただいていた「介護サポートサービス」は、2018年10月1日以降保険始期のご契約より、「SOMPO笑顔倶楽部」に移行されることとなりました。◆サービス内容は、今後変更となる場合があります。

(注1) 本サービスは、サービス利用時点における親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者、被保険者およびその家族の方がご利用できます。

(注2) 本サービスは従来の介護サポートサービスよりサービスパートナー企業やサービス内容等、一部変更となっております。

(注3) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注4) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびサービスパートナー企業が提供するサービスです。

(注5) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパン日本興亜が紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

(注6) 本サービスは2018年7月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。

(注7) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

所得補償保険

所得補償保険の特長

・保険金のお支払方法等重要な事項は、P. 10以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

- ①ケガはもちろん**病気**による入院中の所得^(※1)を補償
- ②入院だけでなく**医師の指示による自宅療養中の所得**^(※1)も補償
- ③団体契約のため、個人で加入するより**割安**です。
- ④健康診断は不要。**健康告知書を提出**していただきます。^(※2)

(※1) 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます（利息収入等は含まれません。）。

(※2) 告知内容によっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険料（月払保険料1口1,000円）と保険金額

★**保険金額**（保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間7日、職種級別1級、団体割引20%）

（ご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以下の範囲内で公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等（所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）にご加入の場合、この保険でご加入いただける保険金額が制限される場合がありますのでご加入時にお申し出ください。）

タイプ	SA (1口) (月払保険料 1,000円)	SA (2口) (月払保険料 2,000円)	SA (3口) (月払保険料 3,000円)	SA (4口) (月払保険料 4,000円)	SA (5口) (月払保険料 5,000円)
満年齢	月額(円)	月額(円)	月額(円)	月額(円)	月額(円)
20～24歳	161,000				
25～29歳	142,000				
30～34歳	115,000	230,000			
35～39歳	92,000	184,000	276,000		
40～44歳	74,000	148,000	222,000	296,000	
45～49歳	62,000	124,000	186,000	248,000	310,000
50～54歳	53,000	106,000	159,000	212,000	265,000
55～59歳	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000
60～69歳	47,000	94,000			

・保険金額は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。

・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）での満年齢とします。

・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。

・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2019年7月現在）

補償内容

保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

○国内・国外、公務上・公務外を問わず、病気・ケガのため医師の治療を要し、入院または医師の指示による自宅療養等まったく仕事ができない状態（就業不能）になった場合、保険金をお支払いします。

○保険金は1か月単位で請求ができます。

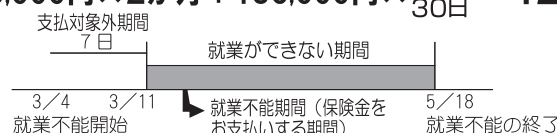
＜保険金のお支払例＞

A男さん（45歳）は、胃かいようで3月4日から2か月入院し、その後15日間医師の指示により自宅療養しました。

●加入口数…… 3口

●月額保険金額…… 62,000円×3口＝186,000円

●お支払いする保険金…… 186,000円×2か月＋186,000円× $\frac{8}{30}$ ＝421,600円



団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険の特長

・保険金のお支払方法等重要な事項は、P.10以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1 長期の補償

就業不能になった場合、1年までは、従来の「所得補償保険」で補償。
1年経過後は、この『団体長期障害所得補償保険』で満60歳まで補償。

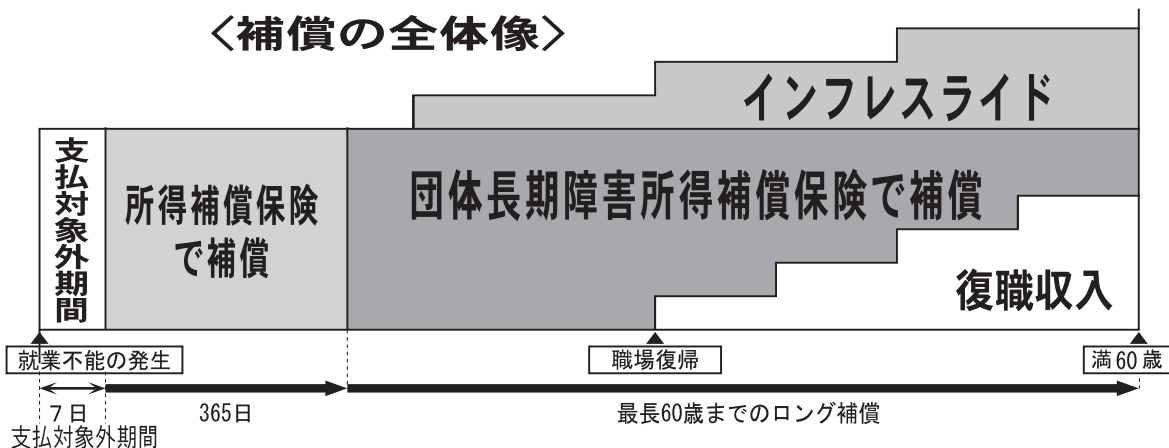
2 インフレ対応

長期にわたる就業障害でも、保険金がインフレで目減りしないよう、物価上昇にあわせて調整。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

<補償の全体像>



保険料(月払保険料1口1,000円)と保険金額

★保険金額 (保険期間1年、対象期間60歳まで、支払対象外期間372日、団体割引20%)

(加入型はご加入直前12か月における所得の平均月間額の40%以下の範囲内で公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な補償額をお決めください。また、他の保険契約等(所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)にご加入の場合、この保険でご加入いただける金額が制限される場合がありますのでご加入時にお申し出ください。)

タイプ	GSA (1口) (月払保険料 1,000円)		GSA (2口) (月払保険料 2,000円)		GSA (3口) (月払保険料 3,000円)		GSA (4口) (月払保険料 4,000円)		GSA (5口) (月払保険料 5,000円)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
満年齢	月額(円)		月額(円)		月額(円)		月額(円)		月額(円)	
20~24歳	106,000	154,000	212,000	308,000						
25~29歳	105,000	122,000	210,000	244,000	315,000	366,000				
30~34歳	100,000	96,000	200,000	192,000	300,000	288,000	400,000	384,000		
35~39歳	86,000	69,000	172,000	138,000	258,000	207,000	344,000	276,000	430,000	345,000
40~44歳	62,000	46,000	124,000	92,000	186,000	138,000	248,000	184,000	310,000	230,000
45~49歳	47,000	36,000	94,000	72,000	141,000	108,000	188,000	144,000	235,000	180,000
50~54歳	42,000	35,000	84,000	70,000	126,000	105,000	168,000	140,000	210,000	175,000
55~59歳※	43,000	41,000	86,000	82,000	129,000	123,000	172,000	164,000	215,000	205,000

- ※ご加入時の年齢が55~59歳の方は対象期間は一律3年となります。
- ・保険金額は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2019年7月現在)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものと、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間：2019年11月20日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2019年10月31日（木）
- 引受条件（保険金額等）、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：農林水産省職員生活協同組合員
- 被保険者：農林水産省職員生活協同組合の組合員またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。
- 新・団体医療保険：新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）以下の方が対象となります。
- 所得補償保険：新規加入、継続加入ともに満69歳以下で有職者の方が対象となります。
- 団体長期障害所得補償保険：新規加入、継続加入ともに満59歳以下の有職者の方が対象となります。
- お支払方法：2020年1月分から毎月控除となります。（12回払）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協事務局までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は生協事務局までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、受付日以降のご指定の日から2020年11月20日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の生協事務局までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増率は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が増える変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【1. 新・団体医療保険】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※2）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p>
疾病手術保険金	<p>以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>（1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;">手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍）</p> <p style="text-align: center;">重大手術（※3） 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不好手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>（※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>（※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>（※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続きます。）</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病手術 保険金</p>	<p>(2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(前ページより続きます。)</p>
<p>【M型・MA型 のみ】 疾病退院後 通院保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;"> 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数 </p>	
<p>【S型のみ】 先進医療等 費用保険金</p>	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kitan.html)</p> <p>(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。</p> <p>(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。</p> <p>(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
<p>【OA型・OB型 のみ】 三大疾病 診断保険金</p>	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。</p> <p>ア. 初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。</p> <p>イ. 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。</p> <p>ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。</p> <p>②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>(※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)、もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>
<p>【K1型・K2型 ・K3型のみ】 親孝行一時金</p>	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。))が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(注1) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2) 本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。</p> <p>(注3) 保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>【J型のみ】 女性特定 疾病 入院保険金</p>	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病（乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等）を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">女性特定疾病入院保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数</p> <p>保険期間中に所定の女性特定疾病（乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等）を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5（倍）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大手術（※3） 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>（※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指、足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（5）までの制限があります。</p> <p>（1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>（2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>（3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>（4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>（5）乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします（疾病手術保険金はお支払いしません。）。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>（※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
<p>女性特定疾病のみ補償特約</p> <p>【J型のみ】 女性特定 疾病 手術保険金</p>	<p>（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。</p> <p>①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額</p>	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

【2. 所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険（基本補償）（*）</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} \times (\text{※1}) \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}(\text{※2}) \text{の月数}(\text{※3})$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}(\text{※2}) = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>2004年度(ご加入が2005年度以降の場合、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払日数をカウントします。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないものなど</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【3. 団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につぎ次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}(\text{※1})$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{(※1) 所得喪失率} = \frac{\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復後所得額}}{\text{就業障害発生前の所得額}}$ </div> <p>(注1) 就業障害である期間1か月に最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>(注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。</p> <p>(注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間}(\text{※}) = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(60歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が60歳満了のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>(注5) 対象期間(60歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注9) 上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン日本興亜所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・ 物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 	<p>次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</p> <p>⑩ 発熱等の他覚的症候のない感染 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

【共通事項】

- 特定疾病等対象外について
 - ・ 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・ 「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
 - ・ ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
 - (削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
 - ・ 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【所得補償保険について】

＜ご継続の場合も必ずご確認ください＞

- 基本補償の保険金額の設定について
 - ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
 - また、他の保険契約等（※）にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 - (※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

【団体長期障害所得補償保険について】

＜ご継続の場合も必ずご確認ください＞

- 保険金額の設定について
 - 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等（※）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 - (※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

【1. 新・団体医療保険について】

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(女性特定疾病)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁：皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

用語のご説明

【2. 所得補償保険について】

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院（※）していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間（保険金をお支払いする期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 （※）骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

【3. 団体長期障害所得補償保険について】

用語	用語の定義
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	（支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者（※1）には、告知事項（※2）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
 - （※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたもの
- をいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
 - 告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
 - ★被保険者の職業または職務（所得補償保険のみ）
- （※）新・団体医療保険における「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険における「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- （※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【新・団体医療保険について】

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがん診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことを行います。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ＜他の身体障害または疾病の影響＞（新・団体医療保険のみ）
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険について】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

など

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 - 親孝行一時金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由等については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
 - *中途加入の場合は、加入依頼書の受付日以降ご指定の日から保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 新・団体医療保険については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- また、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となります。

（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（注2）三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その発病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

【新・団体医療保険について】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上等営業状況を示す帳簿（写） ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用など 記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険について】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。

その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

【所得補償保険】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の場合で、ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

もう一度
ご確認ください。



【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

③ 新・団体医療保険に先進医療特約を追加する場合

農林水産省職員生活協同組合
「新・団体医療保険」「所得補償保険」のご案内

令和 7年9月1日

保険期間 令和1年11月20日から
令和2年11月20日まで

証券番号 911900F239

（連絡先） 03-3333-3333

港区赤坂1-9-13

漢字 生協太郎

セイキョウ タロウ

昭和26年9月1日

521 所属コード 11111

522 職員番号 222222222

523

524

525

K09 所属・部・課(室)名

K08 所属・部・課(室)名

加入者合計 (シート別) 保険料 (※分払は1部別)

820

★疾病による学業費用
補償特約のセット
(適用)
※別の場合、学校の種類も裏面に記入

扶養者氏名

新・団体医療保険
基本補償

新・団体医療保険
先進医療

新・団体医療保険
三大疾病

新・団体医療保険
女性特定疾病

新・団体医療保険
親孝行一時金

おすすめコース

前年同条件コース

フリーコース

MA 1
770

S 1
50

所得補償保険

団体長期障害
所得補償保険

おすすめコース

前年同条件コース

フリーコース

★他の保険契約等
あり(※裏面に記入)

他の保険契約等
については裏面の
説明をご覧ください。

913 保険人認定
別添録用番号

914 扶養者住所
氏名(姓・名)

915 住所所在地
別添録用番号

916 事業主費用
別添録用番号

917 既婚

918 前年の続き

919 整理
番号

920 扶養者
氏名

921 扶養者
住所

922 扶養者
氏名

923 扶養者
住所

924 扶養者
氏名

925 扶養者
住所

926 扶養者
氏名

927 扶養者
住所

928 扶養者
氏名

929 扶養者
住所

930 扶養者
氏名

931 扶養者
住所

932 扶養者
氏名

933 扶養者
住所

934 扶養者
氏名

935 扶養者
住所

936 扶養者
氏名

937 扶養者
住所

938 扶養者
氏名

939 扶養者
住所

940 扶養者
氏名

941 扶養者
住所

942 扶養者
氏名

943 扶養者
住所

944 扶養者
氏名

945 扶養者
住所

946 扶養者
氏名

947 扶養者
住所

948 扶養者
氏名

949 扶養者
住所

950 扶養者
氏名

951 扶養者
住所

952 扶養者
氏名

953 扶養者
住所

954 扶養者
氏名

955 扶養者
住所

956 扶養者
氏名

957 扶養者
住所

958 扶養者
氏名

959 扶養者
住所

960 扶養者
氏名

961 扶養者
住所

962 扶養者
氏名

963 扶養者
住所

964 扶養者
氏名

965 扶養者
住所

966 扶養者
氏名

967 扶養者
住所

968 扶養者
氏名

969 扶養者
住所

970 扶養者
氏名

971 扶養者
住所

972 扶養者
氏名

973 扶養者
住所

974 扶養者
氏名

975 扶養者
住所

976 扶養者
氏名

977 扶養者
住所

978 扶養者
氏名

979 扶養者
住所

980 扶養者
氏名

981 扶養者
住所

982 扶養者
氏名

983 扶養者
住所

984 扶養者
氏名

985 扶養者
住所

986 扶養者
氏名

987 扶養者
住所

988 扶養者
氏名

989 扶養者
住所

990 扶養者
氏名

991 扶養者
住所

992 扶養者
氏名

993 扶養者
住所

994 扶養者
氏名

995 扶養者
住所

996 扶養者
氏名

997 扶養者
住所

998 扶養者
氏名

999 扶養者
住所

1000 扶養者
氏名

オプションの追加となりますので、「健康状態に関する告知書」も必要です。
告知書は記入例ともこの加入依頼書のは5枚目以降にあります。

フリーコース欄にマルをして、ご加入の型名、保険料をご記入ください。

④ 新・団体医療保険の加入型をMB型→M型に変更する場合（補償のアップ）

農林水産省職員生活協同組合
「新・団体医療保険」「所得補償保険」のご案内

令和 7年9月1日

保険期間 令和1年11月20日から
令和2年11月20日まで

証券番号 911900F239

（連絡先） 03-3333-3333

港区赤坂1-9-13

漢字 生協太郎

セイキョウ タロウ

昭和26年9月1日

521 所属コード 11111

522 職員番号 222222222

523

524

525

K09 所属・部・課(室)名

K08 所属・部・課(室)名

加入者合計 (シート別) 保険料 (※分払は1部別)

1,460

770

★疾病による学業費用
補償特約のセット
(適用)
※別の場合、学校の種類も裏面に記入

扶養者氏名

新・団体医療保険
基本補償

新・団体医療保険
先進医療

新・団体医療保険
三大疾病

新・団体医療保険
女性特定疾病

新・団体医療保険
親孝行一時金

おすすめコース

前年同条件コース

フリーコース

MA 1
770

M 1
1,460

所得補償保険

団体長期障害
所得補償保険

おすすめコース

前年同条件コース

フリーコース

★他の保険契約等
あり(※裏面に記入)

他の保険契約等
については裏面の
説明をご覧ください。

913 保険人認定
別添録用番号

914 扶養者住所
氏名(姓・名)

915 住所所在地
別添録用番号

916 事業主費用
別添録用番号

917 既婚

918 前年の続き

919 整理
番号

920 扶養者
氏名

921 扶養者
住所

922 扶養者
氏名

923 扶養者
住所

924 扶養者
氏名

925 扶養者
住所

926 扶養者
氏名

927 扶養者
住所

928 扶養者
氏名

929 扶養者
住所

930 扶養者
氏名

931 扶養者
住所

932 扶養者
氏名

933 扶養者
住所

934 扶養者
氏名

935 扶養者
住所

936 扶養者
氏名

937 扶養者
住所

938 扶養者
氏名

939 扶養者
住所

940 扶養者
氏名

941 扶養者
住所

942 扶養者
氏名

943 扶養者
住所

944 扶養者
氏名

945 扶養者
住所

946 扶養者
氏名

947 扶養者
住所

948 扶養者
氏名

949 扶養者
住所

950 扶養者
氏名

951 扶養者
住所

952 扶養者
氏名

953 扶養者
住所

954 扶養者
氏名

955 扶養者
住所

956 扶養者
氏名

957 扶養者
住所

958 扶養者
氏名

959 扶養者
住所

960 扶養者
氏名

961 扶養者
住所

962 扶養者
氏名

963 扶養者
住所

964 扶養者
氏名

965 扶養者
住所

966 扶養者
氏名

967 扶養者
住所

968 扶養者
氏名

969 扶養者
住所

970 扶養者
氏名

971 扶養者
住所

972 扶養者
氏名

973 扶養者
住所

974 扶養者
氏名

975 扶養者
住所

976 扶養者
氏名

977 扶養者
住所

978 扶養者
氏名

979 扶養者
住所

980 扶養者
氏名

981 扶養者
住所

982 扶養者
氏名

983 扶養者
住所

984 扶養者
氏名

985 扶養者
住所

986 扶養者
氏名

987 扶養者
住所

988 扶養者
氏名

989 扶養者
住所

990 扶養者
氏名

991 扶養者
住所

992 扶養者
氏名

993 扶養者
住所

994 扶養者
氏名

995 扶養者
住所

996 扶養者
氏名

997 扶養者
住所

998 扶養者
氏名

999 扶養者
住所

1000 扶養者
氏名

補償のアップとなりますので、「健康状態に関する告知書」も必要です。
告知書は記入例ともこの加入依頼書のは5枚目以降にあります。

フリーコース欄にマルをして、ご加入の型名、保険料をご記入ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

生協事務局

TEL 03-5575-2170（保険）
〒107-0052 港区赤坂1-9-13
三会堂ビル地下1階

<http://www.nourinseikyou.jp>

取扱代理店

株式会社カワシマ
（神田事務所）
〒101-0046 千代田区神田多町2-9
神田M I Cビル4階
TEL 03-6206-9566
FAX 03-6206-4873
（川島 幸子） TEL 04-7183-2910



受付時間	平日 9:00~17:00
------	------------------

※このパンフレットは、電子データとして、株式会社カワシマのホームページ（<http://www.ykawashima.co.jp>）にも掲載しております。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損保ジャパン日本興亜本社ビル12階
TEL 03-3349-5408
FAX 03-6388-0162

受付時間	平日 9:00~17:00 （土日祝日 年末年始を 除きます。）
------	--

事故の ご連絡・ ご相談窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間	24時間 365日対応
------	----------------

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【お電話】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。